

(中央大学法学部／東京中央法律事務所 弁護士)

1987年3月 卒業

未来に向かうみなさんへ

加納 力 (高39)

立高生の皆さん、充実した日々を過ごされていることと思います。

私が弁護士という職業を具体的に目指したのは、おそらく立高生の頃でした。中学生くらいから漠然とは頭にはありましたが、大学進学を考える中で、法学部、司法試験という考えを固めていきました。

私の高校生活は1984（昭和59）年4月から1987（昭和62）年3月の3年間ですから、社会的には、日本は中曽根康弘総理、アメリカはロナルド・レーガン大統領という「ロン・ヤス」時代で、電電公社、専売公社、国鉄の民営化が進められ、円高ドル安を容認するプラザ合意をきっかけとするバブル景気前夜でもあり、男女雇用機会均等法が制定・施行されたのも、スパイ防止法案が国会に上程されて廃案になったのもこの間の出来事でした。いわゆる「死んだふり解散」に伴う衆参同日選挙で自主憲法制定を党是とする自由民主党が当時史上最多の議席を占め、憲法改正が政治日程に上る日も近いのではないとも言われていました（30年後の今はもっと緊迫していますが）。



こうした社会的、政治的背景に直接影響されたわけではありませんが、「行け行けドンドン」「数は力」的な風潮に、どこか危険な臭いを感じていました。もしかすると、520名もの犠牲者を出した1985（昭和60）年8月の日航機墜落事故（立高OBも犠牲者に含まれていました）も、人の命のはかなさを思い知らされる出来事だったのかも知れません。そうした中で、人として生まれてきたことだけを理由として手にする権利、多数決によっても奪われない権利という基本的人権の意味を知り、使い古された言葉ですが、弱者の味方として働ける弁護士という職業を目指そうと考えたのです。

青臭い考えですね。今振り返ってみると、ちょっと恥ずかしいくらいです。でも、高校生ですから、このくらいの正義感を持っていてもちっともおかしくない、当時の自分を弁護しておきます。

そんな高尚な考えが高校生活や大学生活にも反映していたかということ、なかなかそうはいきません。高校1年生の時はサッカー部で土まみれになり、2年生では体育祭に向けて「キャンバス」（ご存知ですか）作りに没頭し、その後はサッカー部には戻らずに、有志で合唱などをしたりしていました。それが高じて、大学に入学した後もグリークラブ（男声合唱団）に入って、法律の教科書の間、法は法でも「発声法」や「合唱指導法」「指揮法」の本を持ち歩く生活を送っていました。

幸いというか、運良くというか、大学卒業後に大慌てで取り組んだ受験勉強の甲斐あって、当時の平均年齢よりは少し早めに司法試験にも合格し、2年間の司法修習を経て弁護士になりました。

一口に弁護士と言っても、主に取り扱う分野で仕事は全く異なります。もっぱら企業法務を取扱い、法廷にはほとんど足を運んだことがないという弁護士もいれば、企業内弁護士、政府機関や自治体の非常勤職員をしている弁護士なども最近では増えているようです。私はと言えば、旧来通りのスタイルで、一般

の民事事件を中心に、実に様々な案件に取り組んでいます。刑事弁護で警察や拘置所に足を運ぶことも珍しくありません。「一般の民事事件」と一括りにしてしまうと、どこか小さなトラブル解決のように聞こえますが、紛争当事者にとっては一生に一度あるかないかという重大な出来事ですので、決して気を抜くことはできません。その意味では、非常にストレスフルな職業であることは間違いないでしょう。「弁護士はストレス請負業」と言われることもあるくらいです。

しかし、多忙な業務の中でも、「弱者の味方」という思いは磨り減らしたくありません。

私が弁護士登録以来ずっと続けていることに、横田基地の騒音被害を訴える裁判があります。もちろん1人で取り組んでいるわけではなく、弁護団の一員として活動してきました。弁護団の先輩には立高のOB・OGが何人も名を連ねていました。

皆さんもご存知と思いますが、横田基地は在日米軍司令部を置くアメリカ空軍の基地です。2012（平成24）年3月からは、航空自衛隊の航空総隊司令部も置かれています。横田基地の安全保障上の意味や重要性が言われる一方で、横田基地周辺は巨大な住宅地でもあり、そこで暮らしを営んでいる住民にとって、軍用機などが発する騒音は公害そのものです。

航空機騒音による被害を訴える裁判は全国に及んでいますが、そのほとんどは在日米軍や自衛隊が使用する「基地」の騒音が問題となっています。ここに政治的意図を感じる方もいるでしょう。しかし、その直感は違います。民間機と違って軍用機は騒音の質が異なる（例えば戦闘機の騒音は激甚ですが、民間の戦闘機はありません）ことに加えて、民間機のみが離着陸する空港に比べて、軍用空港は飛行スケジュールが一定ではなく、夜間や早朝にも騒音が響き渡ることがあるため、被害感がより強くなります。石川県の小松基地などは、自衛隊と民間航空が滑走路を共用していますが、問題となっているのは自衛隊機の騒音です。

私も関与した新横田基地訴訟東京高裁判決（2005（平成17）年11月30日言渡し）では、「国の防衛のために基地を提供する政策が国民大多数の支持に基づくもので、近隣国による軍備の増強等による脅威の下では、現下においてこれを終結する選択肢がないとしても、このことは、当然には、基地の騒音等による被害を近隣住民に堪え忍ばせることを正当化するものではない。いわゆる横田基地の騒音についても、最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも、怠慢の誹りを免れない。」と判示されています。

まさに、司法の面目躍如、うれしい判決でした。

しかし、あれから10年経った今も横田基地訴訟は続いています。騒音被害はなくなり、補償制度も出来上がっていないためです。どうやら本当にライフワークになってしまいそうです。

さて、立高生の皆さんは、将来の自分の姿をどんなふうに思い描いていますか。どんな職業に就きたいと考えていますか。

いよいよ18歳から選挙権が与えられる時代です。

大切なことは、何になるかではなく、何をするかです。

何をすべきかを考える時に大切なのは、よく周りを見ることです。

多くのことを見て、多くのことを学び、多くのことを経験して、多くの失敗と成功を積み重ね、多くのことを考えて、大いに苦しみもがいて下さい。

易々と手に入るものを疑って下さい。

視野を広げ、悩み抜いてこそ見つかるものがきっとあると思います。